

平成 27 年

南三陸町議会議録

第7回臨時会 7月15日 開会  
7月15日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 7 月 15 日 (水曜日)

第 7 回南三陸町議会臨時会会議録

平成27年第7回南三陸町議会定例会会議録第1号

---

平成27年7月15日（水曜日）

---

応招議員（16名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 後藤伸太郎君 | 2番  | 佐藤正明君  |
| 3番  | 及川幸子君  | 4番  | 小野寺久幸君 |
| 5番  | 村岡賢一君  | 6番  | 今野雄紀君  |
| 7番  | 高橋兼次君  | 8番  | 佐藤宣明君  |
| 9番  | 阿部建君   | 10番 | 山内昇一君  |
| 11番 | 菅原辰雄君  | 12番 | 西條栄福君  |
| 13番 | 後藤清喜君  | 14番 | 三浦清人君  |
| 15番 | 山内孝樹君  | 16番 | 星喜美男君  |

---

出席議員（16名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 後藤伸太郎君 | 2番  | 佐藤正明君  |
| 3番  | 及川幸子君  | 4番  | 小野寺久幸君 |
| 5番  | 村岡賢一君  | 6番  | 今野雄紀君  |
| 7番  | 高橋兼次君  | 8番  | 佐藤宣明君  |
| 9番  | 阿部建君   | 10番 | 山内昇一君  |
| 11番 | 菅原辰雄君  | 12番 | 西條栄福君  |
| 13番 | 後藤清喜君  | 14番 | 三浦清人君  |
| 15番 | 山内孝樹君  | 16番 | 星喜美男君  |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 佐 | 藤 | 仁 | 君 |   |   |
| 副 | 町 | 長 | 最 | 知 | 明 | 広 | 君 |

|                     |     |      |
|---------------------|-----|------|
| 総務課長                | 三浦  | 清隆君  |
| 企画課長補佐              | 千葉  | 啓君   |
| 管財課長                | 仲村  | 孝二君  |
| 保健福祉課長              | 三浦  | 浩君   |
| 環境対策課長              | 小山  | 雅彦君  |
| 産業振興課長              | 高橋  | 一清君  |
| 産業振興課参事<br>(農林行政担当) | 佐久間 | 三津也君 |
| 建設課長                | 三浦  | 孝君   |
| 危機管理課長              | 阿部  | 明広君  |
| 復興事業推進課長            | 糟谷  | 克吉君  |
| 復興市街地整備課長           | 小原田 | 満男君  |
| 上下水道事業所長            | 及川  | 明君   |
| 総合支所長兼<br>地域生活課長    | 及川  | 庄弥君  |
| 総務課長補佐              | 三浦  | 勝美君  |
| 総務課財政係長             | 佐々木 | 一之君  |

#### 教育委員会部局

|        |    |     |
|--------|----|-----|
| 教育長    | 佐藤 | 達朗君 |
| 教育総務課長 | 佐藤 | 秀一君 |
| 生涯学習課長 | 菅原 | 義明君 |

#### 事務局職員出席者

|                    |    |    |
|--------------------|----|----|
| 事務局長               | 佐藤 | 孝志 |
| 主幹兼総務係長<br>兼議事調査係長 | 佐藤 | 辰重 |

#### 議事日程 第1号

平成27年7月15日（金曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

- 第 4 行政報告
  - 第 5 議案第 9 0 号 工事請負契約の締結について
  - 第 6 議案第 9 1 号 工事請負契約の締結について
  - 第 7 議案第 9 2 号 財産の取得について
  - 第 8 議案第 9 3 号 財産の取得について
  - 第 9 議案第 9 4 号 財産の取得について
  - 第 10 議案第 9 5 号 財産の取得について
  - 第 11 議案第 9 6 号 財産の取得について
  - 第 12 推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から 日程第 1 2 まで

午前9時5分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

大変暑い日が続いておりますので、体調管理のほうしっかりとなさっていただきたいと思います。なお、上着は脱いでよろしいですので、本日の臨時会よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第7回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、13番後藤清喜樹君、14番三浦清人君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、企画課長が急遽入院のため、千葉企画課長補佐が出席しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第7回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第6回定例会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、南三陸応縁団交流イベントの開催についてご報告を申し上げます。

7月4日、東京都日本橋において「南三陸応縁団第1回交流イベントイン日本橋」を開催いたしました。

南三陸応縁団は、震災をきっかけに災害ボランティアの皆さんを中心として育まれてきた「ご縁」をこれからまちづくりの活力としてつながりを持続するための仕組みを確立すべく、交流のかけ橋を担う窓口として4月に設立をいたしました。6月末時点で592人の団員登録をいただいております。

交流会につきましては、今後も応縁団事業を普及するため、他の地域においても開催してまいりますが、地域の再生にはまだまだ多くの支援と活力が必要ありますので、団員のネットワークを通じて南三陸応縁団の輪を着実に広げてまいりたいと考えております。

次に、防災対策庁舎の県有化についてご報告を申し上げます。

防災対策庁舎の県有化につきましては、6月30日の記者会見で宮城県からの防災対策庁舎の県有化に係る提案を受け入れることについて公表させていただき、7月7日には宮城県庁に出向き、村井県知事に県有化の受け入れを正式にお伝えをいたしました。

県からの県有化の提案に関し、当町としての基本的な考えは4項目でございます。

第1に、防災対策庁舎を解体する方針を一旦保留し、解体を保留する期間を設けた上で、保存の是非を改めて検討する。

第2に、保留期間は平成43年3月10日まで（東日本大震災の発生から20年間）とする。

第3に、保留期間中は防災対策庁舎を県に譲渡し、県が維持管理を行うこととする。

第4に、具体的な取り扱いについては、今後町と県とで協議を行い決定する。

以上の4項目を回答したところであります。

この考えに基づき、今後、県有化に係る無償譲渡等の内容を盛り込んだ協定書を締結するための具体的な事務手続きを進める予定であります。

次に、安倍内閣総理大臣の来町について、ご報告を申し上げます。

7月11日に安倍内閣総理大臣竹下復興大臣が来町されました。

今回は、2年前の視察でも訪れたさんさん商店街のほか、完成したばかりのＪＡ南三陸本店や、公立南三陸診療所など、町内の復興状況を視察していただきました。

その後、役場大会議室において「生活不活発病・心のケア」を題材とした車座形式の意見交換会を開き、南三陸町を定期的に訪問されている大川弥生先生による生活不活発病についての報告の後、N P O 法人代表、仮設住宅入居者等の方々との間で、被災後の生活や健康状態について意見を交わしました。その後の会見で、安倍総理は「復興は第2ステージに入り、被災者の心身のケアが極めて重要であり、新しい交付金制度を被災地でも活用し、心のケアの充実に取り組む必要がある」と視察の感想を述べられました。

私といたしましても、町民皆様の期待に応えるべく、一つ一つの課題と向き合い、しっかりと復興に取り組んでまいる所存でありますので、議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し、伺いたいことがあります休憩間に伺ってください。

午前10時07分 休憩

---

午前10時32分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

---

##### 日程第5 議案第90号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第90号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第90号工事請負契約の締結についてをご

説明申し上げます。

本案は、平成27年度志津川小学校学校施設環境改善工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第90号工事請負契約締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料に基づきご説明申し上げたいと思いますので、3ページをお開き願いたいと思います。

工事名につきましては、平成27年度志津川小学校施設環境改善工事でございます。

工事場所につきましては、志津川字城場地内ということで、次に工事概要でございますけれども、志津川小学校につきましては、昭和55年の12月に竣工をしてございます。竣工以来35年が経過をしようとしておりまして、経年変化によります劣化等が進んでいるということで、今回改修工事を実施するということでございます。

具体的な内容につきましては、次ページ以降の図面でご説明申し上げたいというふうに考えております。

入札執行日につきましては6月30日、入札方法につきましては制限付き一般競争入札でございます。

以下、入札状況については13番まで記載のとおりという状況でございます。

なお、工事期間につきましては、本契約締結の翌日から平成27年12月25日ということで設定をしたいというふうに考えております。

4ページをお開き願いたいと思います。

青い着色が校舎でございまして、緑が体育館になります。今回、この2つの建物の改修工事を実施をいたします。

5ページをお開き願いたいと思います。

校舎1階の平面図となってございます。それぞれ丸で青とか緑とか着色をさせていただいております。それぞれご説明申し上げます。緑につきましては、ガラスを強化ガラスに変更をするという状況でございます。青につきましては、テレビハンガー、天井からテレビをつ

るしておりますが、これの更新、それからあわせて横ぶれの防止策を展開すると。それから、赤につきましては、くくりつけの家具がございます。これらの扉、それからガラス戸、地震によります破損を防止するため耐震化を行うという内容でございます。

次、6ページが南校舎が2階、それから北校舎が1階でございます。内容につきましては1階と先ほど申し上げたとおりでございまして、それぞれ色別に工事内容をお示しをしております。

次に、7ページ目、これにつきましても南校舎が3階、それから北校舎が2階になります。それぞれ緑、青、赤の着色はこれまでと同じでございまして、1点だけ違いますのが家庭科室、一部雨漏りがございますので黄色で着色をしている箇所でございます。天井の張りかえをいたします。

次に、8ページ目、現在校舎につきましては箱屋根となってございます。要は屋上があると、屋上に出られるということでございまして、防水機能が大変低下をしているということで、防水工事をまた行うという状況で、施工箇所につきましては青で着色した部分になります。

それから、9ページ目、これ1階から3階までそれぞれ共通でございますけれども、現在天井から照明等をつるしている状況でございます。これらの固定をし直すと。それから、地震による揺れの防止を行っていると。それから、当然、地震時の落下を防ぐという改修工事を行います。

それから、10ページ目、体育館の平面図でございます。

まずもって、青い部分、これが下屋の部分でございまして、更衣室等がある部分でございます。こここの屋根の形状もやはり箱屋根でございますので、防水工事を実施するという状況と、それからステージにあります照明、これの更新を行うという状況でございます。

それから、11ページに体育館の屋根の改修でございます。やはりかなり老朽化はして、雨漏りが懸念されるところから、現在の屋根の上にさらに屋根をかけるという工法になりますが、それで改修をするという状況でございます。

それから、12ページ、今度は体育館の内部でございます。現在、天井がございますが、地震によります天井の落下が懸念をされるということですので、天井を全て撤去をして、構造が見えるような状態にすることでございます。あわせまして構造内のさびが発生しておりますので、塗装をするという工事内容でございます。

以上が工事内容でございまして、次ページに仮契約書が添付をされておりますので、ごら

んになっていただきたいというふうに思います。よろしくどうぞお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

2点だけ伺いたいんですけど、昭和55年につくられた建物ということで、結構老朽化が進んでいるので、今回の改修ということなんでしょうけど、今回どういった補助金等使われたのか。

あと、もう1点は、今回2億3,000万円かけて、あと何年ぐらい使えるというか延命化というんですか。

あと、もう1点は、新たに戸倉小学校ができたんですけど、新たに新築するという考えはなかったのかどうか。

以上、3点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 今回の工事に係る財源でありますけれども、復興交付金事業を適用しております。その中の学校施設環境改善交付金事業というメニューを使いまして、これは基幹事業になります。屋根の改修につきましては効果促進事業ということで行うことにしております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 建物の供用限界といいますが、これが建築学会で規定がございまして、今は4段階に分かれています。30年、65年、100年、100年という4段階でございます。資料等がないので、設計当時の基準を使ったか、基準も改定になっているのでわかりませんが、基本的には65年だというふうに考えてございます。ただ、これにも規定がございまして、65年もたせるためには30年前後で一旦大規模改修をしなければならないという条件をつけて65年ということで、今回は構造的な部分には手はつけませんが、いずれこれから年数がたって、構造的な部分にまた支障が出てくれば、そこを補修すれば65年は十分使えるという建物というふうに考えてございます。

それで、建てかえを検討しなかったのかというご質問でございますが、そもそも建設当時そのくらいの年数を前提に建てているものですから、今は建てかえの時期ではないという判断をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 補助金に関してはわかりました。私思ったのは、戸倉の小学校間借りしていたものですから、その御礼のような形の何らかがあったのかということで伺ったわけなんんですけど。

あとは、延命に関しては、65年ということなんんですけど、今後人口の推移、あとは一番中心の小学校ですので、何らかの形で新築等も考える必要があるんじゃないかと。建物の強度の部分を手をつけるときに検討する必要があると思うんですけど、その点に関して再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には65年もつだろうということで、各地区の状況を見ますと、期間が来たからすぐ取り壊しているかというとそうではないというような状況でございます。それで、1つ例を申し上げますと、神奈川県庁の本庁舎というのが昭和3年に建てられた建物でございます。現在でも十分使われておりまして、もう87年ですかね、たってございます。さすがに事務スペースとしては使えないようでございますけれども、いろんなイベントとか、そういう形で十分使えるということでございますので、町としても今回震災に伴ってさまざまな建物が建てられます。いずれ30年もするとまた同じような事業をしなければならないという状況の中で、果たして志津川小学校を建てかえられるかというと、かなり私は疑問を持っておりまして、65年にとらわれず、使えるものは長く使っていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁で、使えるものは長く使いたいということではわかりました。ただ、使うほうの子供たち及びその教育環境としては、どのような形なのか、十分な教育がそういった施設で、まあ基準は満たしているんでしょうけど、時代に合ったような教育ができるいくのかどうか、そのところのもし懸念のようなものがありましたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 志津川小学校、ご承知のように建物としては当時最新で、しかも非常に大きい学校でした。現在もあのぐらいの大きい学校はそうそうありません。子供たちは広い、いわゆる建物の中で、本当にのびのびと生活をできております。ただ、今の時代に沿った、最新式の設備というわけにはいきませんけれども、ただ、建物としては子供たちの活動を十分に保証できるような、そういうふうな建物であると思っておりますので、時代、

時代に沿った教育施設ですか、設備ですか、そういうものなどを今後考えていく建物としては子供たちにとっては十分な環境であると思っております。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

細かいことなんですけれども、説明書の6ページの一番左の上の写真なんですけれども、ここにブラウン管というのがあるんですけども、まだ、先ほどの話ですと使えるものは使えるというお話をしたけれども、今省エネとか、あるいはブラウン管はつり下げるにはちょっと不適当なものかなとは思うんですけども、今後、こういう古い形のものを交換していく予定はないのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） テレビの関係につきましては、地デジに変更された段階において、普通教室棟は全て地デジ対応のテレビとしております。そのほかの特別教室等につきましては、学校現場からの要望に応じてテレビ中継でなくてモニター的な利用が主なものについては、学校側で現状のものでいいということで更新をしてこなかったという経緯がございます。今後につきましては、学校現場の意向を踏まえながら、更新については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと説明が漏れているところがありましたので、改めて説明をさせていただきたいと思います。

写真に載っていますのは、建設同時つけましたテレビ用のハンガーでございます。当時、三十数年前でございますので、当然ブラウン管のテレビをつるす金具で現在残っていると。それで、現在は薄型テレビになっておりますので、この部分については新しい今のテレビに合ったものを、つり下げ金具に取りかえるということになります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。

志津川小学校につきましては、我々も学校行事でたびたびお招きを受けまして、お邪魔しております。非常に老朽化が顕著でございまして、まことに的を得たタイミングの事業ではなかろうかというふうに思います。

それで、いろいろあるんですが、私気にしてるのは、課長、ベランダの手すりございますね、相当さびて腐食しているような感じですが、そういうものは含まれておるんだかどうだ

か、その辺確認したいんです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の工事の中には含まれてはおりません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 見ていますと、相当腐食が進んでおるようでございます。したがいまして、後から追加という形ではなくて、この際、そういう部分も総点検して含めておやりになったらいかがですかと思います。どうです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 教育委員会等含めて、再度建物の安全度といいますか、その辺の点検はさせていただきたいと思っています。ただ、予算的に今そこまで含まれた部分でとつておりませんので、そこは財政とも相談しながら、時期的なものは相談をさせていただきたいと思います。ただ、緊急的にもし必要なものがあれば、応急工事等で対応したいというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） タイミングも非常に大事でございますので、いわゆる後からまた手直しというか、追加するようなことのないように、ひとつ万全を期していただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第90号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第91号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第91号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第91号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度志津川小学校トイレ改修及び給排水管改修工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第91号工事請負契約締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料を基にご説明をさせていただきますので、14ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成27年度志津川小学校トイレ改修及び給排水管改修工事でございます。

工事場所につきましては城場地内でございます。

工事概要でございますけれども、校舎内のトイレの全面的な改修、それから屋内の配水管、受水槽、それから浄化槽周りの整備でございます。

入札執行日につきましては、平成27年6月30日、入札方法につきましては制限付き一般競争入札でございます。

以下、6から13まで入札状況、それから契約状況について記載をしてございます。

工期につきましては、本契約締結の翌日から平成27年12月25日としてございます。

15ページをお開き願いたいと思います。

先ほどと同じように施設の配置図でございます。校舎が青色で着色をしてございます。

それから、上と下に緑で着色している四角い部分がございますが、上が受水槽、下の部分が浄化槽になります。今回、トイレにつきましては、6カ所、1階にそれぞれ2個ずつございますので、3階で合わせまして6カ所の改修になります。

それから、多目的トイレ、これまでございませんでしたが、1階に多目的トイレを1カ所設置をするという状況でございます。

受水槽につきましては、漏水が見られるということでございまして、受水槽周りの配水管を全て更新をすると。

それから、浄化槽につきましては、機器等の、機械等の耐用年数が既に超過をしているという状況でございますので、これらの更新、それから、やはり配管に漏水、それから老朽化が顕著でございますので、これらを全て交換をするという工事内容でございます。

次の16ページをお開き願いたいと思います。

1階の平面図でございます。

黄色い部分が2カ所着色してございますが、これがトイレの箇所でございます。トイレについてはその上に拡大図がございます。ごらんになっていただきたいと思います。まずもつて大便器につきましては、これまで和式の便座でございました。これを全て洋式の便座に交換をいたします。それから、小便器につきましては、これまで手動で洗浄でしたが、これを全て自動で洗浄すると。現在役場庁舎にあるような、そういうものにかえるという状況でございます。

それから、緑色につきましては、それに伴いましての配管等の更新工事があるということです。

それから、オレンジっぽいものが見えますが、ここが多目的トイレを設置する場所でございます。いわゆる車椅子でも利用ができるというトイレでございます。

17ページが2階部分でございます。同じように黄色で着色した部分、構造、それから配置については全て共通でございますので、それぞれごらんになっていただければというふうに考えております。

19ページに仮契約書が添付をしてございますので、ご確認をお願いをしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、多目的トイレというのありました。多分これは障害者向けのトイレかと思いますけれども、その詳しい仕様をちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 16ページの左下のほうに拡大図が載ってございまして、斜線をした部分になります。一般的な広さというのが数字的に決まっておりませんので、それを満たす広さということで考えております。それと、確かに多目的トイレの中に、当然車椅子が利用でき

るスペースを設けるということと、宮城県条例でその大きさが決まっているということなので、それに適応する大きさということで設定をしてございます。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 主に車椅子対応ということなんでしょうけども、ほかのいろんな障害を持った方とかいらっしゃると思うんですけども、例えば全盲の方とか、そういう方が利用できるようなものにはなっているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 全盲の方というのは、とりあえず今なっていないと思います。点字ブロックをそうであれば校舎内につけるかというと、そこまでは至っておりませんので、そこは介添人がご案内をしてやらせていただくと、利用していただくということになるかと思います。基本的には生徒の皆さんを対象としておりますので、全盲の方が普通の小学校に、ないとは思いますけれども、可能性とすればかなり低いのかなというふうに考えられますので、そこまでは考慮はしていないです。ただ、ドアにつきましては、例えば自動で閉まるといいますか、開けるときは開けるんですが、閉めるときは自動で閉まる扉とか、手すりを設けるとか、それから、もし小学校でございますので、小さいお子さんをお連れのご父兄が来たときに、目を離すわけにいかないので、ベビーチェアというものをつけて、お子さんと一緒に利用できるというような工夫はさせていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今言いました点字というのは比較的簡単につけられると思いますので、もし可能でしたらその辺の対応、できるのでしたらその考えはないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） あくまで小学校の施設でございますので、もし全盲の方、どういう方がいらっしゃるか、生徒は多分いらっしゃらないと思います。それで、ご父兄の方の利用でそういう方がいらっしゃるのかどうかということになるかと思うんですが、基本的には室内に点字ブロックといいますか、そういう案内するものをつけるというのは多分していないと。この施設もそうですけれども、多分していないので、それは普通はやらないと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。

ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号の質疑を続行いたします。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。

志津川小学校のトイレ6カ所を改修ということですけど、大きな学校のトイレの改修で、小学校ですので教育の現場でもあり、以前のように今回の震災及び今後の天変地異の場合に、またどのような利用されるかわかりません。そこで、図面では、課長先ほどの説明でほとんど洋式の便器ということの説明があったんですけど、1カ所でも和式のやつは必要なかったのか、もしくはそういった検討はなされたのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） お答えをしたいと思います。

ご存じのように、生活様式が変わってまいりまして、ほとんどのご家庭でも新築なさる場合はほとんど洋式になっているという状況だと思います。それで、なかなか和式にはなれない子供たちがふえておりまして、統計的になれていないので、学校ではトイレを利用しないと、要は我慢をするという子供がふえているという状況の報告がございます。それと、今おっしゃるように、災害時には避難所になるということで、高齢者の方で特に足腰の弱い方、なかなか和式には利用できないだろうということを考えていきますと、1つは洋式というのはかなり有効なものだというふうに考えられます。そこの割合といいますか、そこに1カ所でも2カ所でも和式をというご意見なんですが、そうしますとそこの部分が使われない状態になるということになりますと、いずれせっかくトイレを改修しても、十分に活用できないという状況になりますので、今回は全てについて洋式に改修をするという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でわかったんですけど、教育の現場のほうとしては、子供たちはどうなのか、そのところを教育の現場のほうから伺いたいと思います。

例えば、ほとんどの今新築される家は洋式だということなんですけど、必ずしも全部がそういうわけじゃないと思いますので、そのところどのような現場での検討がなされて今回の改修になったのか。

あと、もう1つ、先ほど課長答弁あったように、学校のトイレで、お昼前じゃなくてよかつたんですけど、学校のトイレで子供たちというか、結構大をする子たちがいるのかどうか。私小さいころは何かわからないんですけど、我慢に我慢に我慢を重ねて、学校ではできなかつ

たという、そういう経緯があるもんですから。そのところを伺いたいと思います。

ちなみに、私も我慢しかねて何度か、そういうあだ名が小さいころついていたもんですから、ちょっと心配なもんで、現場のほうの声を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 子供たちの学校生活の中で、トイレを利用するというのは子供たちにとって非常に大きな問題なんでございます。今、今野議員さんがおっしゃったように、なれていない学校でのトイレということで、非常に利用しにくくて、そのことが原因でうちに戻ってしまうという子もなくはないです。ただ、昔に比べて、今の子供たちが多いかどうかについては調べていないのでわかりませんすけれども、ないことはないと思います。それと、家庭でのトイレの使い方については、今は洋式のトイレが多いもんですから、学校で子供たちが和式に入るよりも洋式のトイレに入る子供のほうが多いです。したがって、今度新しく改修される志津川小学校のトイレが全て洋式だということは、私は子供の今の生活に合っているのではないかと思っております。

また、そのトイレの使い方についても、学校のほうではきっちと指導するということになつておりますので、改修した学校については、子供たちのトイレ生活って変ですけれども、学校でのそういう我慢をするというか、そういうことが少なくなるのではないかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 補足をさせていただきます。

今、教育長が申し上げたとおり、学校のトイレはよく5Kと言われています。内容を申し上げると「汚い」「くさい」「暗い」「怖い」「壊れている」ということがよく言われているというふうに聞いております。今回につきましては、これまで湿式ということで、要は床タイル張りをして、掃除しやすいように水を撒いて、掃除しやすいようにという構造でございました。当然においの問題がどうしてもつきまとうということでございまして、一般のご家庭のトイレは逆に乾式といいますか、そういうことをしないで掃除ができるという状況でございまして、今回は改修にあわせましてトイレにつきましては乾式のトイレと、それから照明も取りかえまして明るくして、子供たちが利用しやすいように改良したいというふうに考えております。

それと、先ほど4番議員さんの部分でちょっと曖昧にした点がございましたので、この場をお借りしてご回答申し上げたいと思います。

県の条例では、多目的トイレは2メートル掛ける2メートルの大きさというふうに規定をされております。今回のトイレにつきましては、2メートル70×2メートル50の大きさということで、県の基準を一回り大きい広さ等確保しております。

それから、視覚障害者の対応ということでご質問をいただいておりました。この県の条例の中で、視覚障害者に対する配慮という項目がございまして、その中で、さすがに点字ブロックまではございませんが、点字の表示をすると、トイレの入り口に便器の位置がどこにあるとか、点字地図というらしいんですが、それを入り口に設置をしなさいと。それから、洗浄ボタン、トイレを流す部分ですけれども、そこに点字を表示をしなさいという規定がございます。今担当に確認をしたんですが、そこまでちょっとまだ読み切れていないということでございますので、この必要性があるかどうかも検討をして、対応をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 教育長より答弁で、トイレは大きな問題ということで答弁ありましたけど、あと課長よりは時代は洋式のほうということで、床も乾式、そして明るくしたということなんんですけど、なにせ普通のときはいいんでしょうけど、もし何かサバイバルというか、そういう状況になったときに、この和式トイレでのスタイルも必要じゃ、そういう教育というんですか、そういうやつも必要じゃないかと思うんですけど、やはり時代は洋式ということで、全て洋式でも大丈夫なのかどうか、最後に伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 日本の子供ですから日本のいわゆるトイレというか、従来の和式のトイレというのは、まあこれは大切にしておきたいなと思っておりますけれども、やはり時代の流れに則した生活というのは、今の子供にとっては大変重要なことでありますので、緊急時におけるトイレの使い方、これ洋式のトイレであるから緊急時に使えないのかということではないような気がしますので、洋式トイレにおける緊急時の使い方等についても、いろいろと子供たちに指導をして、それに対応できるような子供にしていきたいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第92号 財産の取得について

日程第8 議案第93号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第92号財産の取得について、日程第8、議案第93号財産の取得について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論・採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第92号及び第93号財産の取得についてご説明を申し上げます。

本2案は、寄木・葦の浜地区及び西田・細浦地区の防災集団移転促進事業地内に整備する集会所の取得について、南三陸町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部については、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、初めに議案第92号財産の取得について細部説明させていただきます。議案書3ページをごらんください。

記載のとおり、本議案については、昨年度末に完成しました寄木・葦の浜防集団地内に整備する予定の集会所及び附帯施設について南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から4,752

万円で買い取りをするものでございます。

防集団地に整備する集会所につきましては、事業の円滑な推進、職員のマンパワー不足を補うこと、さらに地元木材の使用、地域雇用の創出や地域産業の振興につながることから、木造協からの買い取り方式にて整備することとしております。

今回の案件は、防集事業におきましては昨年度の藤浜団地に続いて2件目となるものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料の20ページをお開き願います。

事業の概要ですが、寄木・葦の浜防集団地造成工事において整備しました公益施設用地、約1,194平米の敷地に木造平屋建て集会所1棟、166.44平米、約50坪の集会所と駐車場など外構部分も含めた附帯施設を整備するものでございます。整備スケジュールにつきましては、本議案の議決をいただいた後、今月中に建築確認申請業務に着手し、28年1月末に完成・引き渡しを受ける予定となっております。

次に、21ページをお開き願います。

寄木・葦の浜団地の土地利用計画図でございます。

集会所の位置につきましては、オレンジ色で表記しています団地の北側中央部になっております。

次の22ページには、配置図、それから23ページには間取りの平面図、それから24ページにはイメージパースを添付してございます。部屋の配置や面積など、整備計画、設計に当たりましては、団地や地域の世帯数などを勘案し、施設規模等について地域の方々と打ち合わせを行なながらまとめてきたものでございます。

引き続き、議案第93号の細部説明をさせていただきます。

議案書は4ページになります。

議案書に記載のとおり、本議案につきましても、昨年度末完成しました西田・細浦防集団地内に整備予定の集会所及び附帯施設について南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から3,585万6,000円で買い取りをするものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料25ページをお開き願います。

事業の概要ですが、西田・細浦防集団地造成工事において整備しました公益施設用地約322平米の敷地に木造平屋建て集会所1棟、126.69平米、約38坪の集会所と外構部分も含めた附帯施設を整備するものでございます。

整備スケジュールにつきましては、寄木・葦の浜団地同様、本議案の議決をいただいた後、

今月中に建築確認申請業務に着手し、来年1月末に完成・引き渡しを受ける予定となっております。

次に、26ページをお開き願います。

西田・細浦団地の土地利用計画図でございます。集会所の位置につきましては、赤色で表記しております団地の南側中央部になっております。

次の27ページには、配置図を、それから28ページには間取りの平面図、29ページにはイメージパースを添付してございます。

西田・細浦地区につきましても、施設規模や間取りなどの計画・設計に当たりましては、地域の方々と打ち合わせを行いながらまとめてきたものでございます。

以上、2つの議案の細部説明とさせていただきます。

なお、今後につきましても、既に完成しました小規模防集団地のうち5団地について、今年度木造協や地域との協議が整い次第、議会のほうに提案をさせていただく予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

1点ほどお伺いします。

両方の議案に通じることなんですかけれども、ここは震災後は寄木・葦の浜は単独の地区でした、この震災後、ここの高台に上ることによって葦の浜と寄木が一緒の団地に入るという形になりました。これは、西田・細浦も同じなんですかけれども、そこでただいまの説明では、住民との話しをしながら今日まで歩んできたということの説明でしたけれども、再度確認なんですかけれども、そういうことで町民の十分なコンセンサスを得られたこのコミュニティ、集会所がつくられているものと解釈しておりますけれども、なおそういった今まで単独の地区が2つが1つになってこの集会所を使われるのに対して、非常にこれからが大変いいことだと思うんです、2つの地区が1つになってコミュニティをつくっていくということに対しでは大いに賛成ですので、その辺りちょっと地区の人たちと話し合いがなされているものと解していますけれども、もう一度その辺の確認をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 議員おっしゃいますとおり、震災前は葦の浜1つ、それから寄木が1つ、そして細浦1つ、西田にはなかったというふうに記憶をしてございます。今

回、集会所を建設するに当たりまして、寄木それから葦の浜の地区の会長さんであったり行政区長さんであったり、地域の方々と協議をして、その辺のコンセンサスはとれております。また、西田・細浦につきましても、両方の区長さん、会長さん交えて地域の方々と同じように協議をしてきておりますので、その辺もとれていると解釈しております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 2つの地区がこうして1つにまとまっていくということは非常に力強いことですので、その辺も考慮しながら今後のほかの団地の集会場等も踏まえながら進めていってもらいたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

どちらかというと、91号に続くようなちょっと質問になるんですけど、集会所、私以前も質問した経緯があるんですけど、実は少し前の新聞で、ちょっと私切り抜きをしようとしたらそれがごたごたでわからなくなつたんですけど、気仙沼の小泉地区で何かシャワー付きの集会所ができたというような記事を目にした記憶があるんですけど、こういった災害復興というか復旧でする集会所の場合、シャワー設備等は何らかのつけてはだめだという縛りがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 議員おっしゃるとおり、シャワーがあれば災害時にも随分有効であろうかと思うんですが、縛りはないと思います。

間取りから使う地域の方々にこまごまといろいろ協議をして配置をしております。おっしゃるとおりシャワーがあればよかつたのかなと、私の私見ですけれども、あればなおよかつたのかなと思いますけれども、一応その辺も地域の方々と協議をして間取り等決めておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の答弁で、つけてつけられないことはないということだったので、それに地元でも要望も余りなかったということで、私、一番最初に言ったのは、これから時代、人寄せというんですか、いろいろ、今でも歌津地区のどこでしたっけ、石泉の活性化センターですか、ああいったところも随分人寄せに利用されているということを以前聞いたんですけど、今回、私、そういった思いで、人寄せに使う場合に、多目的トイレを、例えば今はこの状況でもいいんですけど、設計の段階でもうちょっといじって、いじるというか、工

夫して、今はこの状態で着工して引き渡してもいいんですけど、何らかの、例えば地元の要望があって、地元の方たちがお金を自分たちで出して改修するときにしやすいよう、シャワーをやっぱりつけたほうがいいというときにできやすいような、快適な設計の変更等はできるのかどうか。今後、集会所が幾つとなく出てくるので、私は素人というか、あれなのでわからないんですけど、2メートル、先ほどの課長の答弁ですと、2メートル四方で多分トイレとしては広いスペースなので、ビジネスホテルのユニットを考えた場合に、何らかの形で簡単に蛇口等とか、将来的につけられるというような、そういう設計をしてあげてもいいんじゃないいかと、行政のほうの主導ではないんですけど、親切というか、今後有効に活用する上で、大切なことの1つではないかと思うんですが、そのところをどのように、対処できるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 議員おっしゃいますとおり、そういったシャワーなり、多目的トイレの変更というのはできるかどうかということなんですが、23ページ、それから28ページの平面図にありますとおり、2メートル、横が2メートルに寄木の場合では2メートル27センチ、それから西田・細浦につきましては横が2メートル70、それから縦が1間というようなことで、広さ的には十分満たしているものかなと思われます。

それから、軽微な設計の変更は制度上大丈夫だとは思うんですが、大幅に変更するということになれば、また制度上どうなのかなというのがちょっと調べてみないとわからないんですが、軽微な変更であれば可能かなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 軽微な変更でしたら多目的トイレのさらに多目的な利用方法というのをしっかりと検討していっていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） この集会所、今までいろいろと質問はしてきたわけですが、これからも団地が形成されることによってふえていくんだろうと思いますが、その集会所の所有はどうなるのか。

それから、これから維持管理というものはどのように考えておるんだか、説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 所有につきましては、町の普通財産ということになります。

維持管理につきましては、光熱水費等ですね、その部分の負担は地域のほうにしていただくようなことで計画をしております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） その所有を聞いたのはね、隣の町では、ここも合併しているもんですが、合併することによってさまざまな使い方があったわけですよね。町所有のものと、それから自治会所有のものと、こう区別されてきたんですが、もしこの町がこれを全部所有していくとなった場合、この管理、管理を委託するというような考え方もあるのかなと思うんですよ。その維持管理については使用した分負担してもらうというような考え方があるのかなとは思うんですが、そのいろんな使用する中ですよ、破損するとか、あるいは利便性上、改造したいとか、そういうことが出てきた場合に、町のほうではどのような対応をするのかですね。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 嫁工しました集会所につきましては、議員さんおっしゃいましたように普通財産として町のほうで財産登録するわけなんですけれども、実態としましては、使用貸借契約というのを各団地の代表者の方と契約を締結させていただいて、全面的に維持管理をお願いするというふうな形を現在のところとっております。

いわゆる施設の改造なりの話ですが、いわゆる主要構造部なり、建物の形を変えるような大修繕については、当然補助金の交付の条件がありますので、それは基本的には認めていないというふうなことで考えております。内部の利用上の利便性を考えたときに、効率性なりを考えたときに必要と思われる部分については、今の管財課のほうと事前協議をしていただくというふうな形で考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） これからその行政区の改正とか、いろいろ変わっていくんだろうと思いますが、この前の説明ですと、行政区の改正もできれば余計な集会所を今後つくらないような線引きをしたいみたいですね、そういうような考えのニュアンスというか、そういうような説明もあったんですが、どうしてもそうなってくると、手狭になるような傾向にもなるのかなと思うんですよ。長年使っていくと、恐らく狭いとか何とかというような話になってくるんだろうと思うんですが、そういう場合に、補助金がないとなると、使用している人たちで町のものを勝手に改造するというようなことが成り立つかどうかですね。多分できないのかな。そいつは町でいいですよと言えばいいんでしょうが、そういうようなことが出てくる

のでね、やはり維持管理についてもやっぱり明確な考え方というものを最初からきちっと出しておかないと、後でさまざまな問題が出てくるのかなと、そういうことを心配しているんです。ですから、使用方法についても、やはりこの前も言ったように、使用者、例えば代表者だけではなくて、全員考え方を浸透していくような説明を、やはりするべきかなと、そう思っているんですが、どうですか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（仲村孝二君） 先ほどちょっと説明の中で申し上げたんですけども、完成しました団地内の集会所につきましては、使用貸借契約というのを地元のほうと締結させていただくわけなんです。その際に、契約書と並行して、あわせて集会所の管理運営仕様書というのを渡しております。これにつきましては、実際に施設の管理運営ということで、事細かく管理運営の原則から利用原則なり、いろんな項目について仕様書の中でうたっておりますので、町のほうから引き渡しする時点で、この仕様書の中身を利用者に徹底してほしいということでお願いしているのが現状なんです。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第92号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第92号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第93号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第94号 財産の取得について

日程第10 議案第95号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第94号財産の取得について、日程第10、議案第95号財産の取得について。

お諮りいたします。以上、本2案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論・採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議案第94号及び議案第95号財産の取得についてご説明を申し上げます。

本2案は、志津川西地区及び志津川東（第2街区）地区に整備する災害公営住宅の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部については、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、初めに議案第94号財産の取得について細部説明をさせていただきます。議案書は5ページでございます。

記載のとおり、本議案につきましては、志津川西地区に整備する戸建ての災害公営住宅8戸について南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から1億6,308万円の金額で財産の取得を行うものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料の30ページをごらんください。

事業の概要でございますが、住宅の構造は木造になります。2階建て6棟、平屋が2棟で、延べ床面積の合計は約580平米となっております。

附帯施設としまして、各戸ごとに駐車場、浄化槽などを設置する予定で、敷地面積約1,400平米に整備するものでございます。

事業のスケジュールですが、本議案の議決をいただきました後、来月から建築確認申請等の事務手続きを経まして、来年1月から建築工事に着手し、28年9月の完成・引き渡しを受け

る予定となっております。

次に、資料31ページをお開き願います。

志津川地区全体の土地利用計画図になります。志津川西地区は図面左側に位置しております志津川高校の北側の団地でございます。赤い四角で囲った居住ゾーンに今回の戸建て住宅を建築するものでございます。

32ページをお開き願います。

配置図でございます。記載のとおり、3DKのLタイプが6戸、4DKのOタイプ2戸、合わせて8戸を整備する予定となっております。

33ページ、それから34ページには参考までにそれぞれの立面図を添付しておりますのでごらん願います。

引き続き、議案第95号の細部説明をさせていただきます。

議案書は6ページになります。

記載のとおり、本議案につきましても、志津川東地区の第2街区に整備する戸建ての災害公営住宅14戸について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から2億8,555万2,000円の金額で財産の取得を行うものでございます。

議案関係参考資料は35ページをごらんください。

事業の概要でございますが、住宅の構造は木造で、2階建て12棟、平屋2棟、延べ床面積が合計で約1,010平米でございます。

事業のスケジュールですが、西地区同様、本議案の議決をいただいた後、建築確認申請などの事務手続きを経まして、本年11月から建築工事に着手しまして、28年5月に完成・引き渡しを受ける予定となっております。

次に、36ページの位置図をお開き願います。

本案件の戸建て住宅建設予定地は、志津川東地区の第2地区で、病院、ケアセンター、役場庁舎建設予定地の東側の居住ゾーンになり、志津川地区で一番早く完成する街区でございます。

37ページをお開き願います。

配置図を添付しております。記載のとおり、3DKのLタイプが11戸、4DKのOタイプが3戸、合わせて14戸を整備するものでございます。

38ページ、39ページにはそれぞれの立面図を添付してございます。

以上、議案第94号、95号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第94号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号の討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第96号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第96号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第96号財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案は、志津川東第2地区第4、第5工区に整備する災害公営住宅の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、議案第96号財産の取得について細部を説明させていただきます。

議案書は7ページになります。

議案書に記載のとおり、本議案につきましては、志津川東第2地区の第4工区、第5工区に整備する集合型の災害公営住宅109戸とその附帯施設についてUR土地機構から36億5,441万4,000円の金額で財産の取得を行うものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料の40ページをお開き願います。

事業の概要でございますが、整備する施設が鉄骨造の2階建て2棟25戸分、同じく鉄骨造3階建て2棟32戸、同じく鉄骨造の4階建てが2棟で52戸分の集合型住宅、合わせて6棟でございます。延べ床面積が約9,300平米で、敷地面積が約2万900平米に建設をするものでございます。附帯施設といたしましては、駐車場、駐輪場、外部物置やごみ箱など、そのほか表記はございませんが、集会所1棟約70坪をあわせて設置するものでございます。

事業のスケジュールですが、本議案の議決をいただいた後、8月から建築確認申請業務に着手し、28年12月に完成・引き渡しを受ける予定となっております。

次に、41ページをお開き願います。

土地利用計画図でございます。志津川東地区の災害公営住宅は、赤い斜線部分の居住ゾーンで示しておりますとおり、ベイサイドアリーナを中心に東西に計画をしております。今回の案件の整備地区は、赤い太線で囲んでありますベイサイドアリーナ西側の第2地区の中の第4工区と第5工区となります。

詳細の配置につきましては、次のページ、42ページの配置図をごらんください。

第4工区2棟分の配置図でございます。北側がI棟で26戸、南側がJ棟26戸で、それぞれ4階建てでエレベーターも本体工事に含まれております。図面左の欄にはそれぞれタイプ別の戸数を記載しております。Sタイプが4戸、Mタイプが33戸、Fタイプが15戸の合計52戸となっております。

また、附帯施設としまして、駐車場を73台分、それから駐輪場を66台分などをあわせて整備するものでございます。この4工区の北側、図面でいいますと上側が5工区となります。

次のページ、43ページをお開き願います。

第5工区4棟分の配置図でございます。図面左上側からG棟、3階建てで17戸、図面右上側がC棟で、同じく3階建て15戸、図面左下側がH棟で、2階建て13戸、図面の右下側がD棟で2階建て12戸になります。3階建ての棟にエレベーターを設置しまして、2階建てのH

棟、D棟とはそれぞれG棟、C棟と図面中央の黄色で着色された細長いバッテンがありますけれども、黄色で着色された部分の2階部分が渡り廊下でつながる設計になっております。

図面左上の欄にはそれぞれタイプ別の戸数を記載しております。Sタイプが20戸、Mタイプが27戸、Fタイプが10戸の合計57戸となっております。

また、附帯施設としまして、敷地内中央部に木造の集会所1棟、約70坪と駐車場100台分、駐輪場66台分、そのほかにごみ置き場などをあわせて整備するものでございます。

44ページから49ページには、参考までにそれぞれの立面図を添付しておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○3番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この集合住宅なんですけれども、これまで入谷と名足と建てられて使われてきたんですけれども、いろいろ聞くところによりますと、ちょっと不都合があつたり、不具合があつたりというようなものもあるようですが、その点についての改善がなされているのかということと、もう1つなんですが、棟の名前なんですけれども、アルファベットになっていくんですけども、何かもっと気の利いた名前がつけられないのかどうかと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 入谷、名足、枡沢住宅が完成して入居してございます。定例会でもお話が、5月の臨時会ですか、同じようなお話がありましたけれども、入谷で水道のほうの不具合、それから枡沢でも1部屋ちょっとサッシの不具合等が見られましたけれども、それはもう修繕済みでございます。

それから、棟の名称でございますが、これは一応URが設計する上で、昨年第1街区から始まってA、Bとしています。それから、5月に第3街区をE、Fですか、今回がI、J、G、H、C、Dということなんですが、あくまで設計上の呼称ということで捉えていただきたいと思います。その街区、街区で例えば1街区であれば1の1棟、1の2棟、2街区であれば2の1ということで、一応検討はしております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。

1件だけお伺いしたいと思います。

公営住宅の料金について伺いたいと思います。

確かに今回何十億というお金をかけて、URから購入するわけなんんですけど、例えば、この公営住宅、最低の家賃というのはどれぐらい。再三同僚議員も聞いていますけど、いろんな条件のもとに決定されるということなんんですけど、例えば、年金暮らしだけで入った場合に、単純な計算にはならないと思うんですけど、最低幾らぐらいなのか、もし今の状態でわかるようでしたら。

そこで、ちなみに隣の登米市あたりに何かデイリーポートの近くにまた住宅ができるらしいんですけど、そこあたりだと何か年金生活者というか、最低の金額で8,000円前後ぐらいで入れるということも言われていますので、今回こういった集合住宅が買い取りできるわけなんんですけど、最低で幾らぐらいで入れるのか、もしお分りでしたら。そして、その最低の金額、なぜそのように高いか、安いか、お答えいただかないと分からんんですけど、何がこういった家賃を引き上げているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 災害公営住宅の家賃でございますが、4月30日現在の県内の状況の中に当町のもあるんですが、最低家賃額は5,100円、それから最高家賃額は6万9,900円、平均をしますと1万2,146円という、4月30日時点ですけれども、というものになっています。県内を見ますと、一番安いところで女川町が2,000円というところがございます。一番高いところでは、仙台市で8万2,400円になります。家賃の計算方法は建設課長のほうが詳しいかと思いますが、に入る人数、それからその世帯の所得、それから入る部屋の面積ですね、それから算出して家賃が決定されるということで、多分このうちのほうの最低5,100円の方は年金生活者で1人暮らしではないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） じゃあ、今の答弁で最低で5,100円ということでわかりました。実は、公営住宅希望している方は、先ほど例にとった年金生活者じゃなくて普通に働いている方たちが、結構移り住もうとした場合に、果たしてこの5,900円以上6万9,900円未満の金額で高いと感じるか、安いと感じるかによって、町内に戻ってくるというか、住む確率が違うと思うんですけど、その件に関して、標準的には1万2,000円ということなんですが、やはりいろんな人から聞いても、公営住宅高いということをほとんど聞きますので、そのところどうにかならないのかと言っても、まあどうにもならないんでしょうけど、今後もし私聞かれ

た場合は、5,100円でも入れるということでお答えというか、答えさせていただきたいと思います。こういう町の努力、家賃補助とかそういったものは今後の地方創成なり何なりの絡みで、見られないものなのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町長ですね、これは。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 公営住宅が高いというお話ですが、今町内の民間アパート、大体今6万円です。そういうことを考えていきますと、ある意味これは公営住宅の場合は所得に見合った家賃になってございますので、その観点から考えれば高いという感想というのはちょっとどうかなと、私は思います。基本的にはご案内のとおり、この総がかりの8分の1については、これは家賃で賄うという制度上の問題がございますので、そこは家賃としてしっかりいただかないと、これ立ちいかなくなってしまいますので、その制度上の問題があることが第1点と、それからもう1つは、多分篤とご承知だと思いますが、最初から入って数年は金額当初安くスタートしていきます。そこから家賃でございますので、大分入居者の皆さんにとっては周りより安いという感覚でお入りいただくように配慮してこれまで来たわけでございますので、これ以上また家賃を安くするという考え方については、残念ながら現時点としては持ち合わせていないということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） ちょっと説明不足でございました。先ほどの金額は、今回の震災に係る特別家賃で、低減化された金額になっております。4月30日時点で入居者91世帯中、81世帯がこの低減対象世帯になっております。その低減を受け、最低家賃が5,100円と、平均が1万2,000円というようなことでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の町長の答弁でわかりました。実は、町長今答弁あった、民間では6万円ぐらいが普通だということなんんですけど、どうも私の周りの人って言ったらおかしいんですけど、何かいっぱい高く感じているようとして、そしてなおさら二、三年は低減ということで、その後高くなるという、それを見越しても、やはり入居をためらうというか、そういう方たちも結構いると思うんですが、8分の1家賃で賄うという制度上の制約はあるんでしょうけど、やはり何らかの形で生活弱者というんですか、そういった方たちのために何らかの対策を講じるべきだとは思うんですが、もう一度そこのところをお伺いして質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 家賃設定等については、これも議会の議員の皆さん方にこういう制度を設計できますということで再三にわたってご説明を申し上げてまいりました。その折に議員の皆さん方からご理解をもらって進めてまいっておりますので、こちらで勝手にということではなくて、家賃の設定等についてはこちらからお出しをさせていただきますが、議会の皆さん方のご理解をいただいて災害公営住宅の家賃設定というのは進めてきているわけでございますので、そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第96号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、推薦第1号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は2人とし、

氏 名 及川みよ子君

住 所 南三陸町志津川字田尻畠72番地

生年月日 昭和31年2月29日

氏 名 及川文枝君

住 所 南三陸町歌津字草木沢36番地

生年月日 昭和31年10月21日

以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員会員は2人とし、

氏 名 及川みよ子君

住 所 南三陸町志津川字田尻畠72番地

生年月日 昭和31年2月29日

氏 名 及川文枝君

住 所 南三陸町歌津字草木沢36番地

生年月日 昭和31年10月21日

以上の方を推薦することに決定いたしました。

ただいま議会推薦の農業委員2人の氏名、住所、生年月日を記載したものを配付させます。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして平成27年第7回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時17分 閉会